

## 石元泰博氏の写真著作物の利用を希望される皆様へ

現在、高知県は石元泰博写真作品の著作権者となっております。著作権の利用について、このたび「石元泰博氏の写真著作物利用等に関する要綱」を定め、石元氏の写真作品の利用の許諾等を行いながら、氏の作品の芸術的価値を保持し文化的評価を拡げていくこととしました。

ご利用に際しては、下記の事項及び上記の要綱をよくお読みのうえ、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 1 ご利用の申請手続きについて

#### (1) 「利用許諾申請書」への記入

別紙1（記載例）を参照いただき、必要な事項を記入してください。

#### (2) 「利用許諾申請書」の提出

利用許諾申請書は、ご利用しようとする日（掲載日、出版日、放映日等）の原則30日前までに高知県立美術館石元泰博フォトセンターまで提出してください。なお、お急ぎの場合も、同センターまでご確認ください。

#### (3) 画像データの貸出

著作物利用にあたって、画像データの貸出を希望される場合には、別途、お申し込みが必要となります。

### 2 使用料金について

#### (1) 使用料金の額

ご利用用途ごとの写真著作物1点あたりの著作物の使用料金は、別紙料金表のとおりです。

記載されていないもの等については、高知県立美術館石元泰博フォトセンターまでお問い合わせください。

#### (2) 使用料金の納付

利用許諾申請書を審査のうえ、ご利用が可能な場合には、高知県から納入通知書により使用料金を請求しますので、期日までに納付してください。

使用料金の納付が確認できしだい、利用許諾書をお送りします。

#### (3) 使用料金の減免

次のような場合には使用料金が免除されることがあります。

詳しくは、高知県立美術館石元泰博フォトセンターまでお問い合わせください。

ア 国や地方公共団体等が利用する場合

- イ 美術館や博物館等が展覧会の図録やチケット等に利用する場合
- ウ 大学や研究者が石元氏の作品等の研究論文の作成のために利用する場合
- エ マスコミ等が展覧会の告知や石元氏の特集記事等のために利用する場合 など

### 3 ご利用いただく条件について

写真著作物の利用にあたって、例えば次のような行為は禁止されています。なお、グラやレイアウト案を適宜提出してください。

- ア 写真著作物を改変すること  
(写真の色彩や色調の変更、写真への文字載せ・トリミングなど)
- イ 石元泰博氏及び写真著作物の信用やイメージを損なうような利用をすること
- ウ 指定されたクレジットを明記しないこと
- エ 写真著作物の被写体の肖像権等について、必要な権利処理を行わずに利用すること
- オ 画像データをウェブサイトへ掲載するときに複製防止措置を行わずに利用すること
- カ 特定の政治、思想等を支援しているような誤解を与えること
- キ 高知県の信用及びイメージを損なうような利用をすること
- ク 写真著作物を利用する権利を第三者に譲渡したり、転貸すること など

### 4 申請内容の変更について

利用許諾を受けた内容に変更が生じるときには、「利用許諾変更申請書」を速やかに提出してください。

### 5 利用許諾の取り消しについて

上記3に記載した条件に違反した場合や、次のような行為が明らかになった場合には利用の許諾を取り消すことがあります。

- ア 虚偽の申請を行ったとき
- イ 利用許諾を受けた内容に変更があったにもかかわらず、変更申請の申し出をしなかったとき

### 6 お問い合わせ・書類提出先

高知県立美術館 石元泰博フォトセンター

〒781-8123 高知県高知市高須353-2

電話：088-866-8000 FAX：088-866-8008

電子メール：[iypc@kochi-bunkazaidan.or.jp](mailto:iypc@kochi-bunkazaidan.or.jp)

受付時間：休館日（12/27～1/1）を除く、午前9時から午後5時まで